

世田谷区道路網図 (都市計画道路・主要生活道路)

令和7年4月発行



- ・整備状況は令和7年3月末時点のものです。
- ・本地区の都市計画道路、主要生活道路の計画線及び位置等は、概略を示したものです。
- ・都市計画道路の隅切り部分の計画線は、整備状況にかかわらず関係所管でご確認ください。
- ・詳細については、東京都庁または世田谷区役所に備えてある図書などでご確認ください。
- ・東名高速の都市計画の指定区域外及び第三京浜は、都市計画道路の整備済み区間と同様の表記をしています。
- ・高速道路3号線（池尻～三軒茶屋）は、更新・付加車線増設の事業中間区ですが、整備済み区間と同様の表記をしています。

都市計画道路	
補000 00m	整備済み区間
補000 00m	概成区間
補000 00m	事業中区間
補000 00m	未整備区間
補000 00m	第四次事業化計画 優先整備路線〔区施行〕 せたがや道づくりプラン 優先整備路線 〔特に早期整備が望ましい路線〕
補000 00m	せたがや道づくりプラン 優先整備路線
補000 00m	第四次事業化計画 優先整備路線〔都施行〕
補000 00m	特定整備路線 〔木密地域不燃化10年プロジェクト〕

東京外かく環状道路	
外環 00m	事業中区間
外環 00m	外環の立体的な範囲を定める区域
外環 00m	外環の道路区域を決定した範囲〔地上部〕
外環 00m	未整備区間

主要生活道路	
主000	整備済み区間
主000	概成区間
主000 00m	事業中区間
主000 00m	個別対応事業を適用している路線
主000	未整備区間
主000 00m	せたがや道づくりプラン 優先整備路線
主000 00m	せたがや道づくりプラン 交差点改良箇所〔事業中〕

- せたがや道づくりプラン
平成26年3月に世田谷区都市整備方針の分野別方針の一つとして策定した、世田谷区の道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針。
- 優先整備路線（せたがや道づくりプラン）
「せたがや道づくりプラン」に定めた、平成26年度から令和7年度までに事業化を目指す路線。
- 優先整備路線（第四次事業化計画）
平成28年3月に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に定めた、平成28年度から令和7年度までに優先的に整備すべき路線。
- 特定整備路線
平成24年3月に東京都が策定した「木密地域不燃化10年プロジェクト」に定めた、木造住宅密集地域において延焼遮断などに大きな役割を果たす都市計画道路。

- 個別対応事業
密集市街地内の主要生活道路について、事業協力が得られる箇所から物件移転などの補償を行い、順次、用地を取得する事業手法。
- 概成区間
計画幅員までは完成していないが、自動車交通の処理が可能な車線数を有する、または暫定的な整備がされているなど、おおむねの機能は満足している未整備区間。

- ◆道路網図について
「世田谷区ホームページ」⇒「検索メニュー」⇒「住まい・街づくり・環境」
⇒「道路・土地・水道」⇒「みちづくり（道路計画）」⇒「道路整備の概要」
⇒「世田谷区道路網図（都市計画道路・主要生活道路）」
- ◆事業中の道路について
「世田谷区ホームページ」⇒「検索メニュー」⇒「住まい・街づくり・環境」
⇒「道路・土地・水道」⇒「みちづくり（道路計画）」⇒「事業中の道路」

- ◆東京外かく環状道路について
「世田谷区ホームページ」⇒「検索メニュー」⇒「住まい・街づくり・環境」
⇒「道路・土地・水道」⇒「みちづくり（道路計画）」⇒「東京外かく環状道路」



(承認番号) 6 都市基街部第 258 号、令和 7 年 2 月 3 日

この地図の作成にあたっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しています。